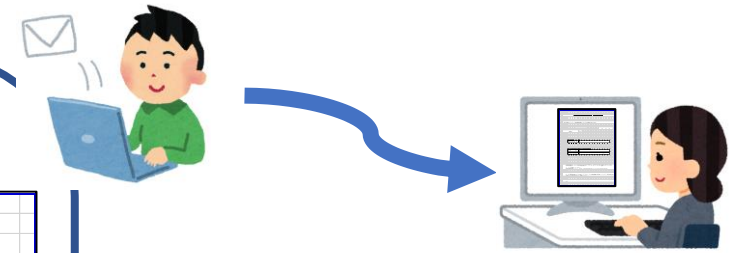


民泊制度運営システムのメールアドレスを忘れた又は変更する場合

1.新しいメールアドレスで利用者登録する

2.利用申込書に必要事項を記入し、メールで送る



民泊制度運営システム(事業者)

事業者登録

事業者情報を入力してください。

- 事業区分
- 住宅宿泊事業者
 - 住宅宿泊管理者
 - 住宅宿泊仲介業者

姓
名

大阪
太郎

メールアドレス

teiki-houkoku@city.osaka.lg.jp

メールアドレス(確認)

teiki-houkoku@city.osaka.lg.jp

民泊制度運営システムと利用申込書には、必ず同一の氏名及びメールアドレスを記入してください。

民泊制度運営システム 様式

民泊制度運営システム 利用申込書

下記の届出について、民泊制度運営システムの利用を申込みます。

年月日

大阪市

入力してください

届出情報

届出番号

民泊制度運営システム 利用者登録情報

氏名 大阪 太郎

ユーザ名 teiki-houkoku@city.osaka.lg.jp .jj

注1：民泊制度運営システムを利用する住宅宿泊事業者は、本利用申込書を自治体に提出する前に、民泊制度運営システムで利用者登録を行い、ユーザー名（システムに登録したメールアドレス. jj）を取得してください。
※民泊制度運営システム <https://www.minpaku.mlit.go.jp/jigy/partnerCreate>

注2：民泊制度運営システムを利用する住宅宿泊事業者は、本利用申込みであることを確認するため、本人確認書類の提出が必要です。本人確認書類の詳細については、本利用申込書を提出する自治体のホームページをご覧ください。

注3：本書類の提出後、1週間程度で、民泊制度運営システムに届出情報が反映し利用が可能になります。

3. 電話で確認を受ける

・開業時に届出済みの電話番号に、大阪市経済戦略局観光部観光課観光担当から変更に係る意向確認を行います。（電話確認できない場合は、変更を受付できません。）



提出いただいた利用申込書についての確認のお電話です。

大阪太郎様ですか？

はい！



- ・利用申込書のみ teiki-houkoku@city.osaka.lg.jp宛て送信してください。
- ・本人確認書類の提出は不要です。



4. 一週間程度で、変更完了通知が届く